

開成町読書推進条例（案）

酒匂川の清流に恵まれた田園の緑あふれる開成町は、四季の営みの中で、先人たちにより、色とりどりの豊かな伝統や文化が創出され、美しい風土は脈々と継承されてきました。

ふるさとの伝統や文化を愛し守り、さらに発展させていくためには、町民自らが自由な感性を養い、豊かな人間性や社会性を育み、新たな歴史へとつなげる環境づくりが必要であり、その手段として読書の推進が有効なものです。

あらためて、こどもから大人まで、全ての町民にとって読書の大切さを明らかにし、本に親しむ環境づくりを進め、読書による人づくりやまちづくりの道しるべとなるように、この条例を制定します。

【解説】

条例の必要性とその背景、趣旨や目的などを簡潔に示すため、前文を付することになります。

また、町民一人ひとりの読書活動を推進するための条例であることから、こどもから大人まで全ての町民に関心を持っていただき、条例の趣旨をご理解いただくため、全ての条文において敬体（です、ます調）とし、分かりやすい表現としています。

（目的）

第1条 この条例は、町民の読書活動の推進に関し、基本理念を定めるとともに、開成町（以下「町」といいます。）の役割並びに町民、家庭、学校等（保育所、幼稚園、小学校及び中学校をいいます。以下同じです。）及び地域における取組を明らかにすることにより、町民一人ひとりの心豊かな生活及び活力ある社会の実現に資することを目的とします。

【解説】

この条例は、読書活動を推進することにより、町民一人ひとりの心豊かな生活及び活力ある社会の実現に資することを目的としていることを明らかにしています。

(基本理念)

第2条 読書活動は、言葉を学び、知識を得て、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、時には心を癒し、人生をより深く生きる力を身に付ける上で大切なものであることから、町民一人ひとりが、いつでもどこでも自主的に読書活動を行うことができる環境を整備することに努め、豊かな心を育みよりよい人生を送るための読書活動を推進するものとします。

【解説】

この条例では、豊かな心を育みよりよい人生を送るための読書活動を推進するものとするを基本理念としています。

(町の役割)

第3条 町は、前条に定める基本理念にのっとり、読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する役割を有します。

2 町は、前項の施策を実施するに当たっては、町民、家庭、学校等及び地域と連携を図り、一体となって読書活動の推進に努めます。

3 町は、町立図書施設を読書活動の拠点とし、蔵書の充実に努めるとともに、町立図書施設において、読書活動の普及及び啓発、読書活動を通じた交流の機会の提供等に努めます。

【解説】

町の役割を明らかにしています。町が、基本理念にのっとり、読書活動の推進に関し、施策を策定し、及び実施する役割を担うことや、読書活動の推進に当たっては、町民、家庭、学校等及び地域が連携を図り、一体となって読書活動に取り組むことを明らかにしています。

(町民の取組)

第4条 町民は、日常生活の中で読書に親しみ、読書活動への参加を通じて、互いの交流に努めるものとします。

【解説】

町民の読書活動の推進に向けた取組方針について、明らかにしています。「町民」とは、町民一人ひとりのことを意味します。

(家庭における取組)

第5条 町民は、家庭において、家族で読書の楽しさを共有し、家族のコミュニケーションが深まるよう読書活動に努めるものとします。

【解説】

家庭における町民の読書活動の推進に向けた取組方針について、明らかにしています。

(学校等における取組)

第6条 学校等は、それぞれの学校等の特性及び子どもたちの発達段階に応じ、読書の楽しさを伝え、子どもたちが普段から本に親しみ、読書を楽しむ習慣の形成に努めるものとします。

【解説】

学校等（保育所、幼稚園、小学校及び中学校をいいます。）が行う、読書活動の推進に向けた取組方針について、明らかにしています。

(地域における取組)

第7条 地域においては、学校等、町立図書施設その他の読書活動に関係する施設及びボランティア活動を行う団体と連携、かつ、協力をし、読書活動の推進に努めるものとします。

【解説】

地域における読書活動の推進に向けた取組方針について、明らかにしています。

(他の計画等との整合性の確保)

第8条 町が実施する読書活動の推進に関する施策並びに町民、家庭、学校等及び地域における読書活動に関する取組については、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）その他の法令に基づく読書活動に関する計画等との整合性の確保を図るものとします。

【解説】

町が実施する読書活動に関する施策及び取組は、子どもの読書活動の推進に関する法律等との整合性を図るものとします。

(読書活動推進月間等)

第9条 読書活動に関する関心及び理解を深めるとともに、積極的に読書活動に取り組む意欲を高めるため、毎年10月を町民の読書活動推進月間とし、毎月1日を町民読書デーとします。

【解説】

毎年秋の10月を「町民の読書活動推進月間」とし、町は町民の読書活動の推進に向けて、読書活動推進月間の趣旨を広報し、及び周知啓発するとともに、全ての町民が読書活動に取り組む環境づくりを推進していきます。

また、開成町子ども読書活動推進計画の中では、毎月1日を「ファミリー読書デー」としています。

本条例では、対象を全町民に広げ、毎月1日を「町民読書デー」としています。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定めるものとします。

【解説】

この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めることとしています。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行します。